

京都市バス路線維持補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存のバス路線の廃止による新たな交通空白地の発生を回避し、市民生活に不可欠なバス路線を確保するため、当該バス路線を運行する乗合バス事業者に対し、京都市バス路線維持補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び同条施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 乗合バス事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。

(2) 交通空白地

路線が廃止されることで鉄道駅から800m、バス停から300mの圏内から外れる地域をいう。

(3) 経常収益

旅客自動車運送事業等報告規則第2条の規定に掲げる、路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者が実施する第2号様式第2表による輸送実績報告書（以下「輸送実績報告書」という。）で国に報告された運送収入及び路線の運行に係るその他の収入をいう。

(4) 経常費用

人件費、燃料油脂費、車両修繕費、車両減価償却費、自動車リース料、自動車税、自動車重量税、自動車損害賠償保険料、運行委託料、その他経費、一般管理費及び営業外費用などをいう。

(5) 地域キロ当たり標準経常費用

乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された、補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度を最終年度とする連続した過去3年間における乗合バス事業標準原価に基づき算出される実車走行キロ1キロメートル当たりの平均標準経常費用として、国土交通省近畿運輸局が通知した値をいう。

(6) 補助対象経常費用

地域キロ当たり標準経常費用に当該路線の実車走行キロを掛け合わせた値をいう。

(7) バス路線運行維持補助金

補助金のうち、第2章に規定するバス路線運行維持のため交付する補助金をいう。

(8) モビリティ・マネジメント補助金

補助金のうち、第3章に規定するモビリティ・マネジメントの実施のため交付する補助金をいう。

第2章 バス路線運行維持

(交付対象者)

第3条 バス路線運行維持補助金の交付の対象者（第2章において、以下「交付対象者」という。）は、京都市内でバス路線を運行する乗合バス事業者又は乗合バス事業

者に同運行を委託している地域団体とする。

(補助対象路線)

第4条 バス路線運行維持補助金の交付対象路線（以下「補助対象路線」という。）

は、京都市内を運行するバス路線のうち、次の各号の全てに該当し、京都市長が指定するバス路線を対象とする。

- (1) 廃止されることによって交通空白地が発生する路線であること。ただし、交通空白地内における人口が50人未満又は交通空白地の面積が半径300m円の5%未満となる場合は除く。
- (2) 1日3回以上（令和6年4月26日付け国自旅第71号「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について〔別紙〕地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」に示す交通空白地の目安に該当する地域にあっては2回以上）の運行があること。
- (3) 次式によって算出される前年度又は前々年度における1日当たりの輸送量が、300人以下であること。

算定式：補助対象期間の前年度（前々年度）における平均乗車密度×運行回数

- (4) 補助対象期間の前年度又は前々年度において、当該運行系統の運行によって得た経常収益が補助対象経常経費に達していないこと。

- 2 前項で規定する補助対象路線は、令和6年7月1日現在で運行しているバス路線を対象とする。ただし、路線変更等により経路が変わった場合でも、引き続き交通空白地となる地域を経由し、かつ、新たに運行する路線と既存路線を比較し、新たに運行する路線のうち運行区間が重複していない区間のキロ程が25%未満の場合は同一路線と見なし対象とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するバス路線は、補助対象路線の対象外とする。
 - (1) 既に国又は自治体の運行補助を受けているもの
 - (2) 土日祝のみ運行又は季節運行路線であるもの

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、バス路線運行維持補助金の交付を受けようとする会計年度とする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

(補助対象路線の要件成否の決定)

第6条 補助対象路線の要件成否の決定は、補助対象期間の初日の当該路線の状態に応じて決定するものとする。

- 2 補助対象期間において、交付対象者は関係行政機関及び地域住民と協力し、第3章に規定するモビリティ・マネジメントの取組を実施することとし、市長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、これを実施しなければ、交付決定を取り消す場合がある。

(補助継続要件)

第7条 補助対象期間の前年度までの連続する3年において、バス路線運行維持補助金の交付を受けているバス路線は、3年ごとに利用実績等の点検を行うこととし、次の各号の全てに該当する場合、当該補助対象期間以降、補助対象外とする。

- (1) 利用者数が著しく減少している。
- (2) 意識調査等において、利用促進等の取組による地域住民の意識変容が見られな

い。

- 2 前項の規定にかかわらず、京都市交通局が運行する補助対象路線については、1年ごとに事業全体の収支状況等を点検し、補助金の交付を受けなくとも、内部補助により路線の維持ができると判断できる場合には補助対象外とする。

(補助対象経費)

第8条 バス路線運行維持補助金の交付の対象となる経費(第2章において、以下「補助対象経費」という。)の額は、別表のとおり補助対象経常費用と経常収益との差額とする。ただし、経常費用の5割を上限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乗合バス事業者に運行を委託している地域団体にあつては、委託事業に係る収支差額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第9条 バス路線運行維持補助金の額は、補助対象経費に2分の1(京都市交通局を除く交付対象者が運行するバス路線の場合は5分の4)を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付の申請)

第10条 バス路線運行維持補助金の交付を受けようとする者は、京都市バス路線維持補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、バス路線運行維持補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日までに、市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費内訳書(第1号様式別紙1)
- (2) 収益、実車走行キロ、輸送量の算定根拠を明らかにした書類(輸送実績報告書等)、その他乗合バス事業者に運行を委託している地域団体にあつては当該運行に係る収支を明らかにした書類
- (3) 運行系統及び停留所を明らかにした図面並びに運行時刻表

(補助金の交付の決定等)

第11条 市長は前条によるバス路線運行維持補助金の交付申請を受けたときは、バス路線運行維持補助金の交付及び交付予定額又は不交付を決定する。

- 2 前項に基づき、交付を決定したときは、条例第12条第1項の規定に基づき、京都市バス路線維持補助金交付決定及び交付額決定通知書(第2号様式)により、不交付を決定したときは、条例第12条第2項の規定に基づき、京都市バス路線維持補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 3 バス路線運行維持補助金の交付を受けるに当たっては、交付対象者は、市民生活に過度な影響が出ないように、補助対象路線のダイヤの維持に努めることとする。
- 4 バス路線運行維持補助金の交付を受けてもなお、補助対象路線の維持が困難になった場合、交付対象者は、少なくとも1年間、代替交通手段への移行まで運行を継続するよう努めることとする。
- 5 市長は、当該申請に係る事項について、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第12条 条例第13条の規定による申請の取下げを行おうとする申請者は、申請を取り下げる旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(交付決定の変更申請等及び通知)

第13条 交付対象者は、前条の規定に基づき交付決定を受けた内容を変更又は中止(廃止)しようとするときは、次項に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ京都市バス路線維持補助金交付決定変更承認申請書(第4号様式)又は京都市バス路線維持補助事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助事業の目的及び主たる内容以外の変更であって、バス路線運行維持補助金の額に変更を生じないもの又は変更が生じるバス路線運行維持補助金の額が交付予定額の20%以内の減額であるものをいう。

3 市長は、第1項による申請を承認したときは、京都市バス路線維持補助事業変更交付決定通知書(第6号様式)又は京都市バス路線維持補助事業中止(廃止)承認通知書(第7号様式)により、交付対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 交付対象者は、補助対象期間の3月31日までに、京都市バス路線維持補助事業実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

(1) 運行及び取組実績報告書(第8号様式別紙)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定により提出された報告書を審査のうえ、これを適当と認めるときは、交付すべきバス路線運行維持補助金の額を確定し、京都市バス路線維持補助金額確定通知書(第9号様式)により、当該申請者にその旨を通知する。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第16条 市長は、バス路線運行維持補助金の交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、バス路線運行維持補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付したバス路線運行維持補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) バス路線運行維持補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(3) 京都市バス路線維持補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(補助金の経理)

第17条 補助事業に係る一切の書類について、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第3章 モビリティ・マネジメント

(交付対象者)

第18条 モビリティ・マネジメント補助金の交付の対象者(第3章において、以下「交付対象者」という。)は、第2章に規定するバス路線運行維持補助金の交付を受ける者とする。

2 前項の交付対象者が補助対象路線の沿線住民等と共同でモビリティ・マネジメントに取り組むことは妨げない。

(補助対象経費)

第19条 モビリティ・マネジメント補助金の交付の対象となる経費（第3章において、以下「補助対象経費」という。）は、交付対象者が補助対象路線の利用促進のために実施するモビリティ・マネジメントに係る経費とする。ただし、本市が別途実施するモビリティ・マネジメント事業で既に支援対象となっている場合は、同一の取組に対して重複してモビリティ・マネジメント補助金の交付を受けることはできない。

(補助金の額)

第20条 モビリティ・マネジメント補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、1者当たり100万円を補助の上限額とする。

(補助金の交付の申請)

第21条 モビリティ・マネジメント補助金の交付を受けようとする者は、京都市バス路線維持補助金交付申請書（第1号様式）及び補助対象経費内訳書（第1号様式別紙2）を、モビリティ・マネジメント補助金の交付を受けようとする補助対象経費に係る事業を実施する日までに、市長に提出するものとする。

(補助金の交付の決定等)

第22条 市長は前条によるモビリティ・マネジメント補助金の交付申請を受けたときは、モビリティ・マネジメント補助金の交付及び交付予定額又は不交付を決定する。

2 前項に基づき、交付を決定したときは、条例第12条第1項の規定に基づき、京都市バス路線維持補助金交付決定及び交付額決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、条例第12条第2項の規定に基づき、京都市バス路線維持補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、当該申請に係る事項について、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第23条 条例第13条の規定による申請の取下げを行おうとする申請者は、申請を取り下げる旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(交付決定の変更申請等及び通知)

第24条 交付対象者は、前条の規定に基づき交付決定を受けた内容を変更又は中止（廃止）しようとするときは、次項に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ京都市バス路線維持補助金交付決定変更承認申請書（第4号様式）又は京都市バス路線維持補助事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助事業の目的及び主たる内容以外の変更であって、モビリティ・マネジメント補助金の額に変更を生じないもの又は変更が生じるモビリティ・マネジメント補助金の額が交付予定額の20%以内の減額であるものをいう。

3 市長は、第1項による申請を承認したときは、京都市バス路線維持補助事業変更交付決定通知書（第6号様式）又は京都市バス路線維持補助事業中止（廃止）承認通知書（第7号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第25条 交付対象者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了日から2週間以内又は補助対象期間の3月31日のいずれか早い日までに、京都市バス路線維持補助事業実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 運行及び取組実績報告書(第8号様式別紙)
- (2) 利用促進の取組内容及び取組に要した経費が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第26条 市長は、前条の規定により提出された報告書を審査のうえ、これを適当と認めるときは、交付すべきモビリティ・マネジメント補助金の額を確定し、京都市バス路線維持補助金額の確定通知書(第9号様式)により、当該申請者にその旨を通知する。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第27条 市長は、モビリティ・マネジメント補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、モビリティ・マネジメント補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付したモビリティ・マネジメント補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) モビリティ・マネジメント補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (3) 京都バス路線維持補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(補助金の経理)

第28条 補助事業に係る一切の書類について、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第4章 雑則

(補則)

第29条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市計画局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、制定の日から施行し、令和6年7月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 第10条について、令和6年度の申請に限り、補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日までに、市長に提出するものとする。

別表 算定方法

第8条に規定する補助対象経費の算定方法については以下のとおり。

補助対象経費	補助対象経常費用と経常収益の差額
補助対象経常費用	地域キロ当たり標準経常費用に補助対象路線の実車走行キロを乗じて得られた額 なお、実車走行キロは、補助対象期間の前年度を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロを平均して得られた値をいう（※）。
経常収益	補助対象期間の前年度を最終年度とする連続した過去3年間における補助対象路線の経常収益を平均して得られた額（※）

※ 補助対象期間の前年度を最終年度とする過去3年間に運行実績がない場合、過去2年間若しくは1年間における数値により算出する。

京都市長

所在地
申請者名
代表者名

京都市バス路線維持補助金交付申請書

京都市バス路線維持補助金交付要綱第10条（第21条）の規定に基づき、下記のとおり京都市バス路線維持補助金の交付を申請します。

記

（バス路線運行維持 第10条）

1 補助金交付申請額 金 円
（補助対象路線数： 路線）

（モビリティ・マネジメント 第21条）

2 補助金交付申請額 金 円

3 添付書類

(1) 第10条に基づく添付書類

- ① 補助対象経費内訳書（第1号様式別紙1）
- ② 収益、実車走行キロ、輸送量の算定根拠を明らかにした書類（輸送実績報告書等）、その他乗合バス事業者に運行を委託している地域団体にあつては委託に係る収支を明らかにした書類
- ③ 運行系統及び停留所を明らかにした図面並びに運行時刻表

(2) 第21条に基づく添付書類

補助対象経費内訳書（第1号様式別紙2）

第1号様式別紙1
(第10条関係)

補助対象経費内訳書
(バス路線運行維持)

申請者名	
代表者名	
担当者名	
連絡先	

地域キロ当たり標準経常費用 (X)		
公営/民営の別、補助率 (Y)		

[illegible]

(1) 記載要領

- 1 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 2 「交通空白地 バス停(地域名)」には、当該路線が廃止されることで交通空白地が発生するバス停及び交通空白地となる地域名を記載すること。
- 3 計算上生じた表示単位未満の端数は切り捨てること。
- 4 特段の指定がない項目については、原則として輸送実績報告書で国に報告した値を記載すること。
- 5 「運行回数」「実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで算出して記載すること。
- 6 「平均乗車密度」は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで算出し、当該路線が複数系統を含む場合は、全系統を合算した平均乗車密度を記載すること。

(2) 添付書類

- 1 収益、実車走行キロ、輸送量の算定根拠を明らかにした書類（輸送実績報告書等）、その他乗合バス事業者に運行を委託している地域団体にあっては委託当該運行に係る収支を明らかにした書類
- 2 運行系統及び停留所を明らかにした図面並びに運行時刻表

第 1 号様式別紙 1
(第 10 条関係)

[illegible]

第 1 号様式別紙 1
(第 1 0 条関係)

(単位：円)

路線名	系統番号	平均						
		運行回数	実車走行 キロ	輸送量	経常収益	補助対象 経常費用	補助対象経費	補助額※
		A	B	D	E	$B \times X = F$	$F - E = G$ (上限：F/2)	$G \times Y = J$

※ この要綱は、制定の日から施行し、令和 6 年 7 月 1 日から適用することから、令和 6 年度の補助額は 9 箇月分とする。

第1号様式 別紙2
(第21条関係)

補助対象経費内訳書
(モビリティ・マネジメント)

バス路線名			
実施地域等			
取組概要		取組期間	取組内容
	①		
	②		
	③		
	④		
取組目標			
交付対象経費 及びその内訳 ※ 取組概要の取組ごとの内訳を記載してください。	交付対象経費 金 円 (内訳) ① ② ③		
補助申請額	金 円		

第 年 月 日 号

様

京 都 市 長

京都市バス路線維持補助金交付決定及び交付額決定通知書

年 月 日付けで申請のあった京都市バス路線維持補助金について、下記のとおり交付すること及び交付額を決定しましたので、京都市バス路線維持補助金交付要綱第11条第1項（第22条第1項）の規定に基づき通知します。

記

（バス路線運行維持 第11条第1項）

1 交付対象経費 金 円

2 補助金交付予定額 金 円

（モビリティ・マネジメント 第22条第1項）

3 交付対象経費 金 円

4 補助金交付予定額 金 円

5 交付の条件

- (1) 補助金の交付を受けるに当たっては、交付対象者は、市民生活に過度な影響が出ないように、補助対象路線のダイヤの維持に努めることとする。
- (2) 補助金の交付を受けてもなお、補助対象路線の維持が困難になった場合、交付対象者は、少なくとも1年間、代替交通手段への移行まで運行を継続するよう努めることとする。

※ ただし、市長は、交付対象者が京都市バス路線維持補助金交付要綱の規定に違反したと認めるときは、支援金の交付の決定を取り消し、既に交付した支援金の返還を命じることができる。

第 年 月 日 号

様

京 都 市 長

京都市バス路線維持補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、京都市バス路線維持補助金について、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので、京都市バス路線維持補助金交付要綱第11条第2項（第22条第2項）の規定に基づき通知します。

記

不交付の理由

※ この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第4号様式（第13条・第24条関係）

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地
申請者名
代表者名

京都市バス路線維持補助金交付決定変更承認申請書

年 月 日付けで交付決定の通知があった、京都市バス路線維持補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、京都市バス路線維持補助金交付要綱第13条第1項（第24条第1項）の規定に基づき、申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 その他必要な書類

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地
申請者名
代表者名

京都市バス路線維持補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定の通知があった、京都市バス路線維持補助金について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、京都市バス路線維持補助金交付要綱第13条第1項（第24条第1項）の規定に基づき、申請します。

記

1 補助を中止（廃止）する理由

2 中止予定期間又は廃止予定日

（中止予定期間）	年	月	日から	年	月	日まで
（廃止予定日）	年	月	日			

3 その他必要な書類

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

京都市バス路線維持補助事業変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、京都市バス路線維持補助金に係る決定
変更承認申請について、下記のとおり承認し、補助金の交付内容を変更することを
決定したので、京都市バス路線維持補助金交付要綱第13条第3項（第24条第3
項）の規定に基づき通知します。

記

1 変更交付決定の内容

2 交付の条件

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

京都市バス路線維持補助事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった、京都市バス路線維持補助事業中止（廃止）承認申請について、下記のとおり承認することを決定したので、京都市バス路線維持補助金交付要綱第13条第3項（第24条第3項）の規定に基づき通知します。

記

1 中止（廃止）対象事業

年 月 日付け 第 号で交付決定した京都市バス路線維持補助事業中止（廃止）承認申請書に記載の事業

2 中止（廃止）の期間（期日）

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地
申請者名
代表者名

京都市バス路線維持補助事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった、京都市バス路線維持補助金に係る補助事業について、京都市バス路線維持補助金交付要綱第14条（第25条）の規定に基づき、関係書類を添えて実績を報告します。

《関係書類》

1 第14条に基づく実績報告書

- (1) 運行及び取組実績報告書（第8号様式別紙）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 第25条に基づく実績報告書

- (1) 運行及び取組実績報告書（第8号様式別紙）
- (2) 利用促進の取組内容及び取組に要した経費が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 8 号様式別紙

(第 1 4 条・第 2 5 条関係)

運行及び取組実績報告書

バス路線名			
運行実績 (見込み含む)	運行期間		実車走行キロ
	～	年 月 年 月	k m 円
実施地域等			
取組実績		取組期間	取組内容
	①		
	②		
	③		
	④		
取組結果			
交付対象経費 及びその内訳 ※ 取組実績の 取組ごとの内 訳を記載して ください。	交付対象経費 金 円 (内訳) ① ② ③ ④		
補助額	金 円		

第 年 月 日 号

様

京 都 市 長

京都市バス路線維持補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、京都市バス路線維持補助事業について、下記のとおり補助金の交付額を確定したので、京都市バス路線維持補助金交付要綱第15条（第26条）の規定に基づき通知します。

記

（バス路線運行支援 第15条）

1 補助金交付確定額

金 円

（モビリティ・マネジメント 第26条）

2 補助金交付確定額

金 円